

# 令和8年度砥部町商工業振興事業交付金交付要綱

砥部町告示第22号

令和8年3月17日

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町商工会（以下「商工会」という。）が行う小規模事業者に対する経営改善普及事業及び商工業の振興を図るための事業に対し交付金を交付することについて、砥部町補助金等交付基準（平成18年3月30日付17砥監財第238号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の対象経費)

第2条 交付金の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 小規模事業者の経営又は、技術の改善事業に要する経費
- (2) 商工業振興を図るための事業に要する経費
- (3) その他、目的を達成するための事業に要する経費

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、予算の範囲で町長の定める額を限度とする。

(交付金の交付申請)

第4条 商工会は、交付金の交付を受けようとするときは、令和8年度砥部町商工業振興事業交付金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付金の交付を適当と認めるときは、その交付を決定し、令和8年度砥部町商工業振興事業交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、交付金の交付について必要な条件を付することができる。

(事業の変更)

第6条 商工会は、交付金の交付決定を受けた後に、当該計画を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに令和8年度砥部町商工業振興事業交付金変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 商工会は、事業完了後、速やかに令和8年度砥部町商工業振興事業交付金実績報告書（様式第4号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第8条 町長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等により交付すべき交付金の額を確定し、令和8年度砥部町商工業振興事業交付金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付金の請求及び交付)

第9条 商工会は、交付金を請求しようとするときは、令和8年度砥部町商工業振興事業交付金請

求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき交付金を交付する。

3 前各項の規定にかかわらず、町長が必要と認めた場合には交付金の全部又は一部について概算払いをすることができる。この場合、商工会は、令和8年度砥部町商工業振興事業交付金概算払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第10条 商工会は、事業により取得し又は効用の増加した施設及び備品等（以下「財産」という。）については、財産管理規程等を定め善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。

（財産の処分）

第11条 商工会は、事業により取得した財産を交付金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、又は交換等の処分をしようとするときは、令和8年度砥部町商工業振興事業財産処分承認申請書（様式第8号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に当該事業に要する経費に占める交付金の割合を乗じて得た額の納付を命ずることができる。

（交付金の返還等）

第12条 町長は、商工会が次のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 交付金をその目的に使用しなかったとき。
- (3) 不正な方法により交付金の交付を受けたとき。
- (4) 交付金の交付条件に違反したとき。
- (5) その他、町長が不相当と認めたとき。

2 前項の場合において、町長は既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。